

介護・障害福祉サービス事業者等への火災予防資料の提供について

1 はじめに

全国では15分に1回の割合で火災が発生しており、本県の福祉施設においても、平成18年に大村市（グループホームやすらぎの里）、平成25年に長崎市（グループホームベルハウス東山手）の火災において、多くの死者が発生しています。

これらの火災は発見・通報の遅れ、初期消火や避難誘導が十分でなかった等、従業員に対する消防訓練等の教育が不十分であったことや、施設の不備により被害が拡大したものと考えられます。

2 火災を予防するために

- (1) 喫煙場所を指定するなど、建物内の火気取扱い場所を明確にして点検を行う。
- (2) 厨房周りの清掃を行い、コンロに火をつけたらその場を離れない。
- (3) 電気器具や周辺を定期的にチェックし、たこ足配線をしない。

3 火災への備え

- (1) 通報、消火、避難など一連の流れを訓練する。
- (2) 施設に設置されている消防用設備（消火器、自動火災報知設備、火災通報装置など）の使用法、設置場所を確認する。また、消防用設備の点検など維持管理を行う。
- (3) 避難経路上や防火戸付近に障害物となる物品が置かれていないかチェックする。

4 火災時の対応

- (1) 周囲の人に大きな声で火事を知らせる。
- (2) 消火器をもって火元に向かい、天井に炎が達していなければ初期消火を実施する。
- (3) 火元の部屋のドアを閉め、火元から遠い避難口へ避難誘導をする。
- (4) 早期に119番通報をする。

5 研修動画の紹介

消防局では「佐世保市消防局YouTubeチャンネル」において、消防用設備の取扱いや119通報要領などの動画を掲載しています。研修等においてぜひご活用ください。

・消防局YouTubeチャンネルQRコード



担当 佐世保市消防局

予防課広報係 熊川

電話 0956-23-2539

FAX 0956-23-2443

佐世保市消防局ホームページ

